

「でんとりくん」ソフトウェア製品使用許諾契約書

以下の「でんとりくん」ソフトウェア製品使用許諾契約書（以下、本契約書という）を注意してよくお読み下さい。本契約書は、データアクセス株式会社並びに株式会社シンクワン（以下、当社という）が販売・配布するソフトウェア製品（関連した媒体とその媒体に含まれるプログラムやマニュアルなどの情報およびお客様が「でんとりくん」ダウンロードサイトからダウンロードしたプログラムやマニュアルなどの情報のことをいい以下、本ソフトウェアという）に関してお客様（個人または法人のいずれであるかを問いません）と当社との間に締結される法的な契約書です。本契約書に対する修正契約書または追加契約書が本ソフトウェアに付随している場合があります。本ソフトウェアをインストールまたは使用することによって、お客様は本契約書の全ての条項に同意したものとします。本契約書の条項に同意しない場合は、本ソフトウェアをインストールまたは使用することはできません。当社は、当社の都合により、本ソフトウェアのインストールまたは使用をお断りすることがあります。

第1条（権利）

- (1) お客様は、本ソフトウェアの使用権を得ることはできますが、著作権がお客様に移転するものではありません。本ソフトウェアに関する著作権等一切の権利は、当社に帰属します。

第2条（使用権）

- (1) 当社は、本契約に定める条件に従い、本ソフトウェアの非独占的かつ譲渡不能な使用権をお客様に許諾します。
- (2) 本契約によって生じる本ソフトウェアの使用権とは、「ソフトウェア使用許諾申込書」またはそれと同等な書面（以下、申込書という）に記載する動作条件を満たし、申込書に記載するライセンス数分のお客様が所有または第三者から使用許諾を得たコンピュータシステム上で本ソフトウェアをインストールまたは使用する権利をいいます。

第3条（バックアップ）

- (1) お客様は、本ソフトウェアの全部又は一部を、保管（バックアップ）以外の目的で複製してはならず、修正、追加等の改変をすることもできません。
- (2) お客様は本ソフトウェアが動作する環境のファイル、データやプログラムが消去または破壊される可能性があることを認識し、定期的にこれらについて必要なバックアップを実施するものとします。

第4条（本ソフトウェアの使用）

- (1) お客様が申込書に記載する動作条件で本ソフトウェアを使用するために必要な動作環境を構成する端末機器、周辺装置、その他のソフトウェアおよび通信回線等は、お客様がその費用負担と責任においてこれを取得、設置、維持管理しまたは第三者から使用許諾を得るものとします。

- (2) 当社は、本ソフトウェアと同じ動作環境にインストールされているその他のソフトウェアの動作を保証するものではありません。

第5条（権利の制限）

- (1) お客様は、有償あるいは無償を問わず、本ソフトウェアおよびその複製したものを再使用許諾、貸与またはリースその他の方法で第三者に使用させてはならないものとします。
- (2) お客様は、本ソフトウェアに関し、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等のソースコード解析作業を行ってはならないものとします。
- (3) 本ソフトウェアに対するお客様の解析、変更または改造により、何らかの欠陥が生じたとしても、当社は一切の保証をいたしません。またお客様の解析、変更または改造の結果、万一お客様に損害が生じたとしても当社は一切の責任を負いません。

第6条（責任の範囲）

- (1) 当社は、本ソフトウェアにエラー、バグ等の不具合がないことを保証するものではありません。但し、当社は、当該エラー、バグ等の不具合に対応するため、本ソフトウェアの一部を書き換えるソフトウェアもしくはバージョンアップの提供による本ソフトウェアの修補を行うことがあります。本項に定めるソフトウェアおよびバージョンアップの提供方法は、当社がその裁量により定めるものとします。なお、かかる修補またはバージョンアップが行われたソフトウェアについても、特段の定めがない限り、本契約が適用されるものとします。
- (2) 本ソフトウェアに関連して、当社は、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証するものではありません。
- (3) 当社は、お客様が本契約に基づき許諾された使用権を行使することによりお客様または第三者に生じた損害に関していかなる責任も負わないものとします。
- (4) お客様に対する当社の本ソフトウェアに起因する損害賠償責任の総額は、いかなる場合においてもお客様が証明する本ソフトウェアの購入代金を上限とします。また、当社は、お客様に現実に発生した通常かつ直接の損害のみについて賠償の責を追うものとし、逸失利益、データの損失またはその不正確者、間接損害、特別損害、偶発的損害、結果損害については、その予見の有無を問わず、一切責任を負わないものとします。

第7条（広告および宣伝）

- (1) 当社は、お客様が本ソフトウェアを利用していることについて、当社のホームページ、その他カタログやパンフレット等の印刷物で公開することができるものとします。お客様の要望がある場合、当社は速やかに公開を中止するものとしますが、既に印刷済みの印刷物についてはそのまま頒布することができるものとします。

第8条（契約の解除）

- (1) 当社は、本契約に定める条項に違反した場合、直ちに本契約を解約することができるものとします。

- (2) 前項の規定により本契約が終了した場合、お客様は速やかに本ソフトウェアの使用を中止し、本ソフトウェアをコンピュータから削除および廃棄するものとします。

第9条（存続条項）

- (1) 本契約終了後も、第1条、第6条、第7条、第9条、第10条および第11条の規定は有効に存続するものとします。

第10条（免責）

- (1) 当社は、お客様の逸失利益、データの損失またはその不正確さ、間接損害、特別損害、偶発的損害、結果損害については、責任を負わないものとします。
- (2) お客様および当社は、次の各号に挙げる事由または当事者の支配を超えたその他の事由によりお客様、当社または第三者が蒙った損害（サービスの中断、遅延等が生じた結果による使用不能あるいは情報の滅失等の損害を含む）については、互いにその責を負わないものとします。
- ① 地震、火災、落雷、風水害その他の天災、戦争など当事者の支配を超えた自由により生じる損害。
 - ② 電子計算機、通信回線の障害、電力事故、輸送機関等の事故または保全に必要な工事等に起因する損害。
 - ③ 法令制度の改廃または公権力による命令に処分により生じる損害。
 - ④ 第三者の物理的または電子的侵害行為（ソフトウェアウィルス、有害コード、ハッキング等不正アクセス行為を含む）による損害。
 - ⑤ 当社の責に依らないハードウェアおよびソフトウェアの不具合による損害。
 - ⑥ お客様による対象ソフトウェアの誤操作、またはお客様またはその指定する者が設置、維持管理するハードウェアおよびソフトウェアの障害に起因する損害。
 - ⑦ お客様のサービスまたはネットワークの不具合に起因する損害。
 - ⑧ 当社の予知できなかった設備、ソフトウェアの不具合、トランザクションの過度の集中によるソフトウェアに関するシステムのダウンに起因する損害。
 - ⑨ 日本国内外の電気通信事業者、インターネット接続プロバイダーの責に帰すべき故障、アクセス不能、性能の劣化に起因する損害。

第11条（その他）

- (1) お客様は、本ソフトウェアを日本国外に持ち出して使用する場合、適用ある国内外の輸出管理規制、法律および命令に従うものとします。
- (2) 当社は、お客様への通知をもって、本契約の条項を変更することができるものとします。尚、通知は当社ホームページに掲載することで足るものとします。
- (3) 本契約は、お客様および当社の本ソフトウェア使用に関する完全な合意であり、本契約今日の効力発生以前の他の全ての表明、交渉、了解、連絡または通知に優先します。本契約の一部が無効であり強制力を有しないものと解された場合であっても、本契約のその他の部分の

有効性は何ら影響を受けず、効力を維持します。ただし、本契約はお客様の法律上の権利の行使を制限するものではありません。

- (4) 本契約は、日本国法に準拠し解釈判断され、一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則

本契約書の条項は、2022 年 11 月 1 日より効力を発するものとします。